

国立大学法人愛媛大学におけるネーミングライツの運用等に関する要項

〔 令和 2 年 6 月 8 日
学 長 裁 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）における民間企業等の広告掲載にかかる基本方針（令和2年2月19日学長裁定。以下「基本方針」という。）に基づき、ネーミングライツの運用等に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネーミングライツは、本学との協定により施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得ることで、民間企業等と連携する機会を拡大するほか、新たな財源の確保により本学の教育研究環境基盤の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象となる施設は、基本方針第2条第1項ウに該当する施設の中から、当該施設を管理する部局等からの申請に基づき、国立大学法人愛媛大学長（以下「学長」という。）が指定するものとする。

(募集方法)

第4条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとする。
2 その他募集に係る必要な事項については、別に定める国立大学法人愛媛大学ネーミングライツ・パートナー募集要項（以下「募集要項」という。）によるものとする。

(審査機関)

第5条 ネーミングライツ・パートナーの公募に必要な募集要項を策定し、かつ、応募者の中からネーミングライツ・パートナーの候補者を選定するため、対象施設等を管理する部局において、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。
2 前項に定めるもののほか、委員会の組織および運営等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(決定及び通知)

第6条 学長は、審査委員会の審査内容及び結果を尊重し、応募された愛称等の採用の可否及びネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。
2 前項により、愛称等が決定したときは、対象施設を管理する部局の長は、愛媛大学施設マネジメント委員会に報告するものとする。
3 学長は、応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー決定通知書（別記様式1号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別記様式2号）により通知するとともに、本学のホームページや広報誌等により公表するものとする。

(協定の締結)

第7条 学長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、採用決定者と協定を締結するものとする。掲載申込みのあった広告について、速やかに掲載の可否を決定し、別紙様式2により申込者に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 当該ネーミングライツ事業に係る施設の愛称等の掲示板等の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

- 2 協定期間の満了及び協定の解除・取消に伴う現状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担とするものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第9条 ネーミングライツ・パートナー協定を締結した者は、ネーミングライツ料を指定された期日までに本学が指定した預金口座へ年度ごとに一括で納入するものとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 学長は、前項ただし書きの場合においては、ネーミングライツ協定を締結した者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期等を別に定めることができるものとする。

(愛称等変更の禁止)

第10条 ネーミングライツ・パートナー協定の協定期間内における愛称等の変更は、禁止とする。ただし、学長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(協定の解除)

第11条 ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、協定の解除を申し出ることができる。

- 2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により協定の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ・パートナー協定解除申出書（別記様式3号）を、学長に提出しなければならない。

(協定の取消)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ・パートナー協定を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- (2) ネーミングライツ・パートナーが本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させた場合
- (3) ネーミングライツ・パートナーが社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合
- (4) 前3号によるもののほか、本学において、ネーミングライツ・パートナー協定を継続することが困難であると判断した場合
- (5) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから協定解除の申し出があったとき
- (6) その他学長がネーミングライツ・パートナーの決定を取り消すことを必要と認めるとき

- 2 学長は、前項の規程により協定の取消を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー協定取消決定通知書（別紙様式4号）によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

- 3 前項の規定により協定の解除を行った場合、第9条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(事務)

第13条 ネーミングライツ事業に関する事務は、対象施設を管理する部局等の事務部及び施設基盤部施設企画課施設総務チームが行うものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年6月8日から施行する。

殿

国立大学法人愛媛大学長

印

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツ・パートナーに採用することを決定しましたので、通知します。

施設名		
愛称等		
命名権付与期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
命名権料	年額	円（税抜）
	総額 （年間）	円（税抜）

別記様式2号（第6条関係）

愛大〇〇第 号
令和 年 月 日

殿

国立大学法人愛媛大学長

印

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、通知します。

施設名	
不採用理由	

国立大学法人愛媛大学長 殿

ネーミングライツ・パートナー

名 称 _____

代表者 _____ (印)

住 所 _____

ネーミングライツ・パートナー協定解除申出書

令和 年 月 日締結のネーミングライツ・パートナー協定について、次のとおりネーミングライツ・パートナーの協定解除を申し出ます。

施 設 名		
愛 称 等		
命名権付与期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
命 名 権 料	年 額	円（税抜）
	総 額 （ 年間）	円（税抜）
協定解除の理由		

別記様式4号（第12条関係）

愛大〇〇第 号
令和 年 月 日

殿

国立大学法人愛媛大学長

印

ネーミングライツ・パートナー協定取消決定通知書

令和 年 月 日締結のネーミングライツ・パートナー協定について、次の理由により協定の取消を決定しましたので、通知します。

なお、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

取消年月日	令和 年 月 日
取消理由	